



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導推進係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

第41回

「年内に必要な税務手続き」

1. 消費税の簡易課税の取りやめ

簡易課税制度を選択している個人事業者の場合、平成23年内に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、平成24年分の消費税から一般課税で申告することができます。逆に平成24年分から簡易課税を選択する場合や課税事業者を選択する場合も同様に、年内に届出をする必要があります。

消費税は、課税売上げにかかる消費税から課税仕入れにかかる消費税(=仕入税額)を差し引くのが原則的な計算方法で、これを「一般課税」と言います。

一方、中小事業者の事務負担に配慮して、実額計算による仕入税額ではなく、みなし仕入率によって計算した仕入税額を控除する方法を認めており、これを「簡易課税」と言います。

簡易課税制度は、基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が5千万円以下の場合に、あらかじめ届出を出すことで選択できます。一般に、酪農経営では、簡易課税制度を選択した方が有利になるのですが、購入飼料の割合が高い場合や設備投資をした場合には一般課税の方が有利になる場合があります。

これまで簡易課税制度を選択している場合でも、飼料価格の高騰等によって一般課税の方が有利になっているケースもあり、どちらが有利か比較検討してみてください。「DMSシステム」の基盤となっている酪農専門の会計ソフト「e酪農経営」では、一般課税と簡易課税のいずれを選択している場合であっても、それぞれの納税額を計算して「制度別比較表」に表示しますので、簡易課税の有利不利を簡単に判断することができます。

簡易課税制度を選択していることが不利になる場合、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することで一般課税に戻すことができます。ただし、簡易課税制度を選択した場合、2年間は一般課税に戻すことができず、継続して簡易課税が適用されることになります。

このように、簡易課税制度の適用をやめるには、本来、課税期間の初日の前日、一般には前の年(事業年度)内に届出書を提出しなければなりません。震災特例法では取扱いの例外が設けられました。東日本大震災の被災者である個人事業者や法人が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について課税事業者の選択や簡易課税制度の選択の適用を受けたり逆にやめたりする場合、申告等の期限の延長について国税庁告示で定める日(「指定日」)までに届出書を提出することによって提出期限までに提出されたものとみなして、期首に遡ってその適用を受けることができます。

2. 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

源泉所得税を毎月納付している場合、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を年内に提出すれば、翌年1月から6月までの半年の支払分の給与の源泉所得税を7月10日にまとめて納付することができます。

源泉所得税の納期の特例を受けることで納付回数が毎月から年2回に減って手間が省けます。

源泉徴収した所得税は、本来、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなら

せん。ただし、納期の特例を受ける場合には、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日が、それぞれ納付期限になります。

納期の特例が受けられるのは、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者です。

また、納期の特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税に加えて、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税に限られています。

納期の特例を受けるには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出します。この場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。「申請書」となっていますが、実際には税務署から承認の通知が来ることはなく、却下の通知がない場合には、この納期の特例申請書を提出した月の翌月末日に、承認があったものとみなされます。

その月の給与等の金額(社会保険料等控除後)が88,000円未満の場合、甲欄適用者の源泉徴収税額は0円になります。ただし、納付する税額がない場合であっても、源泉所得税の納付書(所得税徴収高計算書)を所轄の税務署に郵送(信書便)して提出してください。郵送の代わりにe-Taxによって送付する方法もあります。

3. 専従者給与

こちらは提出期限が年内ではありませんが、専従者給与を大幅に増額改定する場合、新年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する(変更)届出書」を提出してください。

個人経営の場合、青色専従者給与を上げて事業主の所得を減らすことによって家族全体の所得税の負担を減らすことができます。所得税は、累進税率といって所得が多くなればなるほど税率がアップする構造になっています。このため、専従者給与によって家族内で所得を分散させることで家族全体の所得に対して適用される税率が低くなります。

専従者給与の金額は、あらかじめ届け出ておく必要

がありますが、月額については次の計算式の金額を目安にすると良いでしょう。

給料月額 = 目標年間農業所得(注1) ÷ 従事者数(注2) ÷ 18か月(注3)

注1 専従者給与控除前の農業所得(所得税青色申告決算書(農業所得用)の差引金額(36))の金額の実績から判断した今年の目標農業所得

注2 専従者数+1(事業主)

注3 給料12か月分+賞与6か月分

賞与は、支給期を7月(または8月)及び12月の年2回とし、支給の基準をそれぞれ2か月分(7月)と4か月分(12月)、あるいは3か月分ずつと届出書に記載します。実際の賞与の支給額は、その年の所得の状況を見て、届出の範囲で調整すると良いでしょう。

なお、専従者給与は、次の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内であること
- ② 実際に給与の支給をしたこと
- ③ 労務の対価として相当であること

従って、専従者には、あらかじめ届け出た金額を、毎月給与振込みにより支払います。農作物の価格変動などにより、ある年の所得が大きく減少し、結果として事業主の所得より専従者給与の額が多くなったとしても、専従者給与額が労務に従事した期間、従事の程度等からみて適正な額であれば認められます。ただし、事業主の所得より専従者の給与の額が多いという状態が何年も続く場合には、専従者給与の額を見直す必要があります。

なお、事業主の合計所得金額が、38万円以下となるときは、事業主を青色事業専従者の控除対象配偶者又は扶養親族とすることができます。